

## 第3学年『法教育講座（労働法・消費者教育）』を実施しました。

12月5日（月）、卒業を控える3年生を対象に、法教育講座（労働法・消費者教育）を実施しました。

労働法講座では、社会保険労務士 今野義郎先生をお迎えして、就職先において必要な労働に関する法的基礎知識を、また、様々なトラブルやトラブルについての相談機関についてなど、働く上でのルールについて講演をしていただきました。

消費者教育では、司法書士 猪野研一先生、司法書士 望月正雄先生をお迎えして、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年者の消費者被害の増加が懸念されることから、社会生活に必要な法律の基礎知識や消費者トラブルの被害にあわない方法について講演をしていただきました。



「働く上でのルールについて」



「SNSのトラブルについて」



「契約について」

次ページに、

労働法講座に関する生徒の感想と質問を一部

掲載します。

## 労働法講座の感想（一部）

- ・法に関して何も知らなかったのが、勉強になりました。
- ・休日の制度や労働に関わる制度を知ることができて、4月から働く者として助かった。また、施工工事など怪我の多い仕事に就くので、労災など保険制度のことも知れて良かった。
- ・最低賃金のことが気になっていたのが、知ることが出来て良かった。
- ・職場で解雇や残業代でのトラブルがあるとは思わなかった。困ったときの相談先があるということを知った。
- ・労働契約がとても大切なことがわかった。
- ・話の構成が分かり易くシンプルだった。話の筋がしっかりしていて理解しやすかった。

## 労働法に関する質問と回答（一部）

**問** 掛け持ちをしていたら会社ごとに1日8時間なのか、掛け持ちしている会社とあわせて1日8時間なのか？

**答** 複数の会社で働くことは最近増えてきました。残業ができないので、兼業で複数の会社で働くのです。この場合、1社で8時間ではなく、掛け持ちの会社も含め1日8時間を超えたら残業時間となります。

**問** 面接時に9時間超えとか普通で、週休2日制ですが、休みがないかもと言われたのですが、伝えてあれば何でも有りなのですか？

**答** 働き方には1が月単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、1年単位の労働時間制、1週間単位の非定型的変形労働時間制があり、1日や1週間だけを見れば、1日8時間1週間40時間を超えて働くこととなりますが、その分を他の日に休むなどの働き方もあります。「就業規則」に詳しく書いてあるはずですが、「就業規則」は各会社に有り、労働基準監督署に届け出ることになっていますので確認してみてください。

問 自営業は休日がなくともいいのか。休日がない会社はどうなるのか？

答 自営業でも労働者を一人でも使用していれば、週に1日は休日が必要です。休日がない会社でも、使用している労働者には週1日の休日は必要です。要は、お店や会社に休みが必要なのではなく、働いている労働者に週に1回は休日を与えなければなりません。

問 勝手に有給が使われた場合はどうなりますか。有給で休みだったのに会社に行って働いた場合はどうなりますか？

答 質問の意味がよく分かりませんが、自分で「X月Y日は有給休暇で休みます」と言わないのに、勤務表ではX月Y日は有給休暇になっていたということであれば、違反になります。無断欠席した日を有給休暇にするにしても労働者の了解が必要です。有給休暇に仕事をして、自分でその日を有給休暇にしたのであれば、有給休暇が1日減ったことになるだけです。

問 なぜ最低賃金が地域で差があるのか知りたい。

答 「地域における労働者の生計費及び賃金並びに企業収益を考慮して定めなければならない。」と定義されています。つまり、東京都と茨城県では賃金が違うので、最低賃金も違うのです。